

価格高騰臨時交付金のご案内 (均等割のみ課税世帯・こども加算)

物価高騰の影響を受けた低所得者世帯を支援する交付金です

支給対象と支給額

基準日 **令和5年12月1日**

- 1 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 一世帯当たり **10万円**
- 2 こども加算 次の給付対象者と同一世帯の18歳以下のこども1人当たり**5万円**

- ①令和5年度住民税均等割非課税世帯
- ②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

*上記対象世帯に基準日以降に生まれた新生児も対象となります

* 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です

支給手続き

住民税均等割非課税世帯であり
7万円★を受給した世帯の
こども加算

申請
不要
です

7万円★給付の口座に振込みます

受給を希望しない世帯は、受給拒否の届出書により、令和6年3月1日までに申し出ください。

*届出書は⑥窓口又は町公式ホームページよりダウンロードできます

住民税均等割のみ課税世帯

確認書の
返送が
必要
です

返送期間 令和6年5月31日まで

【確認事項】

- ①口座番号が記載されている場合は誤りがないか
- ②書類の添付漏れはないか

こども加算の対象世帯については
確認書記載の口座へ振込みます

住民税均等割のみ課税世帯の
こども加算

案内を
送付
します

AB:申請期間 令和6年5月31日まで

*申請書は⑥窓口又は町公式ホームページよりダウンロードできます

【提出書類】

- ①申請・請求者本人確認書類の写し
- ②受取口座を確認できる書類の写し
- ③令和5年1月1日時点でお住まいの市町村発行の令和5年度非課税証明書の写し

Cの申請期間 令和6年7月12日まで

A 世帯の中に令和5年度の住民税の申告
が済んでいない方がいる場合

支給対象の判定ができませんので申告してください

B 世帯の中に令和5年1月2日以降に
転入した方がいる場合

C こども加算対象世帯に生まれた新生児

申請が
必要
です

・7万円★とは令和5年度五霞町電力・ガス・食料品等価格高騰臨時交付金（12/1基準日）です。

・この給付金は差押禁止等及び非課税の対象となります。

・振込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。不審な電話等があった場合は、お問い合わせ先又は最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

五霞町役場 健康福祉課 社会福祉グループ ☎ 0280-84-0006 受付時間 8:30~17:15